

第30回世田谷区農業委員会総会

日：令和2年1月30日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

第30回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年1月30日（木）午後4時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、高橋敏昭、上野博、永井潔、
田中光男、荏部嘉也、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、山崎義清、池亀宏、
高橋良治、森安一、佐藤満秀、山崎節彌、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼
つとむ

欠席の委員：橋本隆男、田中宏和

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主
事 関智秋
都市計画課長 清水 優子、係長 柿澤 顕司

午後4時開会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第30回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

○高橋会長 審議に入ります前に、橋本隆男委員と田中宏和委員が欠席されております。また、宍戸会長職務代理が所用で早退されることになっておりますが、過半数の出席がございますので、総会は成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、高橋良治委員と森安一委員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は特例として、次第5の協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び次第6の報告事項の(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてから始めたいと思います。

○事務局 それでは、説明に入らせていただく前に、本件につきましては関係人として、世田谷区で都市計画を担当している都市計画課の職員にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

(都市計画課職員紹介)

○事務局 本件の説明に関する資料につきましては、資料No.4及び資料No.8になりますので、ご用意いただければと思います。

農業委員の皆様におかれましては、例年、管轄地域の生産緑地の追加指定に関する現地調査等にご協力をいただいているところでございますが、今年度につきましてもご協力のお願いとご説明をさせていただきたく、都市計画課の職員にご出席いただいたところでございます。都市計画課からは、昨年7月に開催されました第24回農業委員会総会においても、農業委員の皆様にご協議いただきました東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告もしていただきたいと思っております。つきましては、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いしたいと思います。

○高橋会長 今、事務局から説明がありましたが、世田谷区都市計画課職員2名の出席と発言することをご同意願えますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、異議なしとのことですので、出席と発言を許可いたします。

それでは、都市計画課長、協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び報告事項(1)の東京都市計画生産緑地地区の変更についての説明をお願いいたします。

○都市計画課長 出席と発言について御許可をいただき、ありがとうございます。

本日は、生産緑地地区に関して協議事項と報告事項がございます。初めに、協議事項についてです。資料No.4をご覧ください。生産緑地地区の追加指定に当たりましては、都市計画法、生産緑地法、世田谷区生産緑地地区指定要領及び世田谷区生産緑地地区指定要領細目に基づき審査、指定等を行っております。来年度の追加指定の本申請の受け付けに先立ちまして、相談を受けた農地の調査、立ち会いについて、本年度も生産緑地地区として適正に管理されているか等、専門家の立場からご助言をいただきたく、ご協力をお願いに参りました。

(該当地について、経過及び概要等について説明)

続いて、報告事項でございます。資料No.8をご覧ください。昨年7月の農業委員会総会におきまして意見照会をさせていただき、回答をいただきました本年度の生産緑地地区の変更につきましては、9月に都市計画法に基づく都市計画案の公告、縦覧を行い、10月の世田谷区都市計画審議会への諮問を経て、11月19日に都市計画変更を告示いたしました。資料の内容は7月の総会のとおり内容でございます。

私からの説明は以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、協議事項(1)についてのご意見、報告事項(1)についての質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいでしょうか。それでは、意見がないようですので、協議事項(1)は本依頼内容のとおり進めることを承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、承認することといたします。

調査対象農地の担当委員の皆様につきましては、農地の調査、立ち会いについてご協力をお願いいたします。また、報告事項(1)については、都市計画課の皆さんに、今後とも区内農地の保全のためにお力添えをいただきたいと思います。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、都市計画課の皆さん、ご苦労さまでございました。退室していただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔都市計画課職員 退室〕

○高橋会長 それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

次第4の議案の審議に入ります。

(1)の第1号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

まず、農地法第3条についてが1件ございます。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、資料No.1の11ページをお開きいただけますでしょうか。資料No.1の11ページの表につきましては、農地法第3条第2項の第1号から第7号の内容等を表にまとめたものでございます。農地法第3条の許可申請につきましては、農地を農地として所有権等の移転を行うというもので、農業委員会の許可を受けなければならないものでございます。第3条の許可申請につきましては、今年度も何度か案件がございましたので、根拠法令の詳細な説明は省かせていただきますが、11ページの表の要件に1つでも該当してしまうと原則許可できない案件ということになります。ただし、第1号、第2号、第4号、第5号につきましては、該当していても、表の右端にありますとおり例外的に認められる事由がそれぞれ政令に定められてございます。

それでは、資料の表紙にお戻りいただきまして、本題に入らせていただきます。資料No.1、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について。

受付番号31-3-5。

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 それでは、この件について調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

○永井委員 それでは、報告させていただきます。

1月21日、事務局2名と調査をしてまいりました。今回の案件につきましては、〇〇さんの自宅及び自分の家に接しておりました農地、合わせて約〇反が、外環のインターチェンジができるということで全て収用されました。〇〇さんが引っ越したのが3年くらい前ですかね。その後、自宅はもう建て終わっているんですけども、畑が非常に欲しいという

ことで3年くらい前に〇畝近く購入しまして、今現在やっております。そしてまた、今回の該当の畑は、自分の家のすぐ南方の、自分の家とつながっている土地なんです。売りに出たら教えて欲しいと言われていた畑で、今回、世田谷区の方に申請が来ました。そして、譲渡人と譲受人2人で、いろんな話をなされた結果として今回の売買が成立ということになったようでございます。

それは前置きといたしまして、農地につきまして、現在は草の残る畑でした。引き渡しまで時間がないということもあり、まだ手をつけられない状態でございます、2月に入って早々にトラクター、その他機械を導入してやっていくのではないかなと思っております。そして、譲受人の作付につきましては、とりあえずキウイフルーツとユズを若干植えたいと考えているそうです。そして、残った部分につきましては、季節の野菜、先程記載がございましたけれども、それを順繰りに回していきたいとおっしゃっておられました。

今回の農地法第3条許可の審査項目についてということで報告させていただきます。調査書に基づき、以下をご報告いたします。項目に1つでも該当があれば不許可となります。

まず、第1号、権利取得者、またはその世帯員が効率的に利用していない場合、第2号、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得した場合、第3号、信託の引き受けによる権利取得の場合、以上3点につきましては該当いたしません。次に、第4号、常時従事要件は、権利を取得する者またはその世帯員の従事日数が原則150日以上なければならないというのですが、〇〇さんの従事日数につきましては〇〇日ということで、十分に認められます。第5号につきましては、後程申し上げます。第6号、所有権以外の権限で耕作している者が転貸ししようする場合、また、第7号、周辺地域の農地の利用に支障が生じると認められる場合、これら2点についても該当いたしません。

最後に、戻りまして第5号、権利取得後の農地面積が30aに達しない場合は不許可となります。今回の〇〇さんの申請によれば、農地面積は資料No.1の5ページ目のおり約〇〇aのため、下限面積を下回っております。ただ、調査書にお戻りいただきますと、第5号要件の右側、農地法施行令第2条第3項第1号に耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合には、例外的に許可相当となります。今回、〇〇さんから作付計画の提出があり、調査時には何も栽培されておりましたが、農地引き渡し後につきましては耕作するという回答を得ております。実質〇〇a以上の作付を確保する予定だと伺っておりますので、この例外に該当すると判断いたしました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○高橋（良）委員 確認ですが、ほかの農地にくっついている訳ではなくて、自宅のすぐ前のところの土地ということなんですか。

○永井委員 そうです。自宅も、もともとは農地だったんです、今現在、それを何とか購入しまして、その前に畑があります。あそこが全部で〇畝ぐらいあるんですかね。その内の一筆約〇畝、〇〇㎡を自分で買いました。隣接する別の筆、〇畝ぐらいは、まだ譲渡人〇〇さんの農地として残っています。

○高橋（良）委員 一画全部というのではなくて、一部ということなんですか。

○永井委員 人に貸しているので売れないということで、区画全部ではありません。そのあたりは、所有者の〇〇さんも非常に悩んでいるようなんですけれども。

○高橋（良）委員 そういうことなんですね。分かりました。

○永井委員 畑の周りは全部道路になっております。

○高橋会長 ほかにございせんか。

○田中（光）委員 譲渡人の〇〇さんは、もう農業として耕作はされていないんですか。

○永井委員 確か、まだほかに畑があるはずですが。〇〇さんが亡くなった相続で農地を手放さないと相続税を払えないということですので、農家をやめて売る訳ではありません。相続での売買になりますので。

○高橋会長 ほかによろしいですか。ご意見がないようですので採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、許可することといたします。

以上で第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はありません。第5条は1件となっております。

それでは、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.2をご覧ください

い。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-5-19。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

○高橋(良)委員 先ほどの話の続きになってしまうかもしれないんですけども、これはまた別の地区の同じような面積が売買されるということなんですか。

○永井委員 道路を挟んで反対側です。もともと畑はつながっており、細い道があったと思うんですけども、区画整理を10数年前にやりまして、それで畑が道路の右と左に分かれたと。

○高橋(良)委員 こちらの畑が3条許可の候補になってもいいのかなと思ったんですけども、値段的なものもありますね。

○高橋会長 よろしいですか。ほかにご質問はございますか。よろしいですね。それでは、質問がないようですので第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが2件ございます。順に審議いたします。

では、1件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 この件について調査されました永井潔委員、報告願います。

○永井委員 それでは、報告させていただきます。

1月21日、事務局2名と見てまいりました。まず最初に1つめの農地から見てまいりまして、作付につきましては、カツオナ、ブロッコリー、ハクサイ、ダイコン、あとスナップエンドウ、ここら辺が植えてございました。そして、ここにもビニールハウスがありまして、その中に少し作物が入ってございましたけれども、もう収穫はほとんど終わっている状態でございます。そして、2つめの農地の方なんですけど、ネギ、サトイモ、カツオ

ナ、コマツナ、これがほとんど、大きなビニールハウスがございまして、その中で作られておりました。

出荷先につきましては、両方ともファーマーズマーケット、あと学校給食へ出しておられるということでございます。本人と〇〇さん、2人で農作業をやっているんですけども、〇〇さんはもうご高齢なため、余りよそへ行って転んだりしてけがをされても困るということで、自宅近くの草むしり程度をお願いしているということでございます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、2件目をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました渡邊委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 それでは、報告いたします。

1月20日、事務局2名と伺いまして、相続人の〇〇さんにお会いしまして調査してまいりました。農業経営ということですけども、〇〇さんと〇〇さん、お2人で行っております。今回の申請の農地は、全てかんきつの畑でございまして、ミカンが〇〇本ほど、アマナツミカンが数本、あとキンカンを栽培されておりました。販売は、区の広報によるミカン狩りがメインということで、あと、畑での直接販売を行っているということです。肥培管理に付随しまして、今シーズンは実なりが非常に悪くて、その分、養分が枝の方へ回ってしまって枝がかなり伸びていまして、畑の中が歩きづらいような状況だったんですけども、これにつきましては、当然花がつく前に剪定しなければということで、近々に剪定されるということでした。特に肥培管理、その他は問題ございませんでした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。それでは、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(2)の令和2年3月の総会日程(案)についてを協議します。

では、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和元年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

今回の総会開催日時につきましては、令和2年2月28日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室にて開催されることが決定しております。

令和2年3月の開催日時につきましては、3月30日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。

以上でございます。

○高橋会長 3月の開催日時につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 では、原案のとおりに決定いたします。

次に、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

それでは、説明願います。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。資料はNo.6-1とNo.6-2でございます。

こちらは、前回12月26日に開催されました第29回農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。翌開庁日の12月27日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、

買い取り申し出はなしという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

では、お手元の資料No. 6-1をご覧ください。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

続きまして、資料No. 6-2に移らせていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 ご質問はありますか。

○真鍋委員 この際なのでもう1度確認したいんですけども、買い取り申請を出されて、特別な事由がない限り買い取らねばならないという文章も載っている訳ですけども、国や都や区で一定期間の中で照会をして、要らないよということで今回のこういう依頼になっている訳ですね。

例えば、さきほどの〇〇さんの件みたいに、公共の事業に協力するためにやむなく農地を失ってしまう方、公共に協力する。そうすると、当然、その方に意欲があれば、代替地として農地が必要になってくる。そういう方々を例えば区の方で登録しておいて、その照会をしていくとか、それから、いろいろ世田谷区の中でも都市計画の事業が進んでいる訳ですけども、その中でいろいろネックになるのが住宅の代替地であるとかで、そのために例えば世田谷区土地開発公社がありますね。そういう部分にも当然、こういう買い取り請求があった場合には照会をして、お答えをもらっていると思いますが、そのことの確認のお答えをいただきたい。

今申し上げたようなところが、前もってそういう事情があるならば、いつもアンテナ、情報を早くとれるように、買い取り申請が出てから一定期間の中で短期間でやるときっと無理な部分があって、要らないという判こを押すだけでずっと回ってきてしまうような気もしないでもない。そうすると、先手を打って、ここにこういうものが出たならば、こうやって反映させよう、ここの代替地に使おうとかこうしようとかというのがあってしかるべきだと思うんですが、そういうことを都市計画や土地開発公社と連携しながら皆さんの方でやっているのかどうかというのを改めてお尋ねします。

○事務局 照会に関しては関係部局に、きちっと手続を踏まえて、実際に照会をかけてその結果をいただいているところでございます。

あと、もう1つご指摘がありました、実際にもうちょっとアンテナを張って、例えば区

の中でも都市計画の網をかけていて、将来、農業公園にしようとか、そういったような網の部分については、みどり政策課ですとか都市計画課、あと農協の方々と今後、より密な連携、協定を結ぶ予定ではあります。そういった中で、よりアンテナを張り、かつ、区の方としてもここは欲しいんだというところの優先順位をつけた上で、実際その情報を農協の方々から協力いただいて交渉する、そういう仕組みを今後どうやって作っていかうかという議論を今しているところでございます。

○高橋会長 区会議の中でこんな話はしないんですか。

○真鍋委員 やってはいます。

○高橋会長 先に進んでいますか。

○真鍋委員 区議会の中では、今の買い取り請求が出てから短時間では買い取りが難しい、だから都市計画を決めておく、地区計画を決めておく、あらかじめ世田谷区のまちづくりのプランに入れておくという提案はどんどんしているんです。その中で、世田谷区が認めたもので、具体的には今ここで農業公園になるところも出てきたんです。ところが、世田谷区の中のやっぱり財政上の問題が、余りにも民生費にウエートがかかっているの、それだけの財産がないと。この間、世田谷区が国から畦畔や赤道をただでもらった。その1.3haを売って11億円もらっているんですよ。それを一般財源で使っているから、それは国からただでもらった土地だから、それはまちづくりに寄与するための基金にしようという提案をこの間しました。

というふうに、いろいろ議会でもやっているんですけども、それぞれの分野、財政があり、都市農地があり、都市計画があり、緑がある。だから、これを捉まえてトータルで考えていかないと、いつもいつも後手を踏んで、買い取り請求、要りません、判こ、解除、マンションか戸建てとなっていくのをどうやってとめていくかというのが今、テーマだと本当に思う。だから、ありとあらゆる提案をしていくけれども、その中でもそれぐらいの気構えは議会も持つけれども、ぜひとも都市農業課の皆さんにも、今、決意表明みたいなものをしてくれたので、期待したいと思います。

以上です。

○菅沼委員 あとは公社ですよ。

○高橋会長 できるだけ区議会の方でお話しして決着していただけるのが一番いいですよ。

○真鍋委員 上も下も両方頑張ってやらないといけない。

○高橋会長 農業委員会はそんな権限は多分ないと思うので。

○真鍋委員 そんなことはないです。ここで最終的に許可するんだから、やっぱり大事なことだと思います。

○高橋会長 あと、世田谷区は道の狭いところが結構多いものですから、道を広げようとして懸命に動いてはいるようですけれども、ちっとも先に進まないという現状もあります。

○真鍋委員 それは、かつて開発逃れを阻止するために地域基盤整備事業というのを持っていたんですが、一定時期を超えたということで区の方でその制度をやめてしまったんです。今までは区が必要と認めたものは6メートルまで無償提供してもらって、測量と整備は区がやっていたんです。その制度が今ないんです。開発逃れにならないために、道路を作ったら供用開始後1年間は建築確認申請を出さないという立派なルールまで区は持っていたけれども、その制度をもうやめてしまったので、復活させましょうよという議論もやっているんです。いろいろあるんです。

○高橋会長 ほかにございますか。質問がなければ、この件は終了といたします。

最後に、(4)の令和元年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び令和2年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてを協議します。

では、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。令和元年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び令和2年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてのご協議をお願いします。

まず、裏面の令和2年度活動計画(案)をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、先月の総会でご説明させていただいたものでございます。8番につきましては、平成30年度から説明会の開催やリーフレットの配布等、新たな農地制度の周知に取り組んでいることでもありますので、今回、下線部の文言を先月の総会の部分から追記させていただきました。それ以外は先月の総会でお示ししたものと変更はございません。なお、資料の最終ページ、次のページですけれども、右肩に【参考】12月総会資料と書いてある活動計画(案)を添付しております。この案の内容は、令和元年度の活動計画(案)と同様のものになります。

1枚目にお戻りいただきまして、活動計画の評価になりますが、こちらは3ページ目に添付した活動計画(案)に基づいて評価の案を作成させていただいたところでございます。裏面の令和2年度活動計画(案)とともに、2月発行の営農だよりに掲載する予定でございます。

います。内容は記載のとおりですので、後程ご確認いただければと思います。なお、評価の6、農地情報の整備にあります農家基本調査の集計結果につきましては、現在集計中ですので、終わり次第、皆様に情報提供をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○高橋会長 それでは、質問がありましたらお願いいたします。質問並びにご意見はございますか。では、よろしいでしょうか。この件は終了いたします。

以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(2)から(4)について事務局から説明願います。

○事務局 それでは、次第6の報告事項(2)から報告いたします。お手元の資料No.9をご覧ください。報告事項の1つ目は、一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者決定についてでございます。

昨年11月に開催されました第28回農業委員会総会において、農業功労者表彰について、J A東京中央砦管轄の職員の方々のご協力のもと、委員の皆様にご協議をいただいた上で東京都農業会議に推薦した結果、受賞者が決定いたしましたのでご報告させていただきます。受賞者におかれましては、2月20日金曜日、昭島市にて開催される第61回東京都農業委員会・農業者大会の記念行事において感謝状が授与されることになってございます。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。第61回東京都農業委員会・農業者大会の開催についてのご案内でございます。

資料をおめくりいただきまして、3ページの第61回農業者大会開催要領から説明させていただきます。

まず、1の趣旨でございます。農業委員会業務の重点として、農地等の利用の最適化の推進が平成28年の法改正により明確にされて以降、都内の農業委員会と農業会議では、農地の保全と利活用の促進に取り組んできたところでございます。東京農業をめぐる状況としましては、都市農業に関しましては、特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法の施行を受けて、農地保全のための徹底した周知活動を行っているところでございますが、こうした情勢のもと、農業委員会系統組織に求められる機能や役割は大変重要になってございます。そこで、都内の農業委員、農地利用最適化推進委員並びに農業者が一堂に会し、今後の東京農業の発展に向けた運動の大きな一致点を築くため、東京都農業委員会・農業者大会を開催するという趣旨でございます。

次に、2の内容でございます。開催日時は来月2月20日木曜日午後1時から5時まで、会場は昭島市のKOTORIホールでございます。参加者及び主な内容につきましては記載のとおりでございます。

(参加の概要・当日の行程について説明、出席者の確認)

続きまして、資料No. 11に移らせていただきます。野菜づくり講習会参加者募集についてのご案内でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

事務局からの報告は以上になります。

○高橋会長 では、質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、この件は終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的な事項についてご意見がありましたらお願いいたします。

○岡本委員 以前、この総会の中で報告のあった1つの例として、事故で、靴をぎゅっと縛って畑に出た方が、その靴ひもが絡まって足を怪我してしまったというお話が出たことがあったんですけども、私はそのことをある地域の農業従事者の方に、こういう靴の履き方をすると危ないということが農業委員会の事例で出ていましたということをお話したときに、そういうことを自分たち農業従事者に知らせてもらえるとありがたいというお話があったんですが、そういったことをお知らせする場があるのかどうかだけ。そこの地域の農家さんにだけ伝えていなかったことなら仕方がないんですけども、全般的に事故の報告、事例みたいなものが区内の農業従事者さんに伝わるといいんですけども要望として言われたんです。

○高橋会長 これは手段はありますか。新聞みたいなものがありましたよね。農業会議のお知らせ文みたいなもの。

○事務局 タイムリーでは載せられないかもしれないですけども、営農だよりに掲載することはできると思います。

○高橋会長 あるいは、各農協が組合員さん宛てに、お知らせなどを出していますので、その中に載せることもできます。

○菅沼委員 そっちの方が早いですよね。

○高橋会長 多分その方が早いんですけども、その程度ですね。

○岡本委員 事故事例を教えていただけると、皆さん自分の安全対策にもなるからありが

たいというお声をいただいたので。

○高橋会長 当組合の中でも、農作業中の事故の事例はあります。そういう事例は、組合の中では事故として報告はしていますけれども、それをもっと協力的にやればいいのかも分かりませんね。

○岡本委員 ぜひ、何かしらの形で世田谷区内の農業従事者さんにいろんな情報を提供してください。

○高橋会長 ということですので、ぜひお願いします。

○事務局 あとは、JAの担当者と情報交換する機会もありますので、その方たちを通じて農家の方にこういう事例があったのでお気をつけ下さいと言った方が広報物に載せるよりも確かに早いと思いますので、検討します。

○岡本委員 お願いします。

○山崎（義）委員 先程の件は、この前の委員が言っていた件というのは、管理機という本当に小さな、それこそネギのさくの土を上げるとかという管理機なんです。ただ、トルクが強いからひっかかって。我々は今までは歩いて耕運機というのが結構多かったんですが、今はできるだけ自分で乗ってというふうには変えてはおります。ですから、前の耕運機の方が事故が多い。バックしてひっかけたり、回しっ放しでバックしてとかというのがあったんですが、なかなかそういうことを説明する場面はないんじゃないかなと思うんです。何か検討しないと。この前見ていただいたとおり、実際本人は元気でやっているんですけれども、農機具は何でもそうなんですけれども、トルクがすごく強いですから、ひっかかったら危険ということなので。

○高橋会長 それでは、よろしいですか。それでは、特にないようですので本日の農業委員会は終了いたしますが、宍戸職務代理からご挨拶を申し上げます。

（宍戸会長職務代理者 あいさつ）

午後5時6分閉会